

盛土規制法に関する自治体連携と情報発信

白石 竜児

中部地方整備局 建政部 計画管理課（〒460-8571 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1）

昨今、盛土等による土砂災害が各地で発生している。特に甚大な被害が生じた熱海市の土石流災害を契機に、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が制定、令和 5 年 5 月 26 日施行に至った。中部地方整備局では、施行までに、自治体との連携体制構築（中部盛土連絡会議）、盛土規制法総合窓口（ポータルサイト）の設置、Twitter（現：X）での情報発信を行った。

キーワード：盛土規制法、連絡会議、ホームページ、動画

1. はじめに

（1）盛土規制法制定の背景

令和 3 年 7 月、静岡県熱海市では、大雨に伴い盛土が崩壊し、大規模な土石流災害が発生したことにより、死者 28 名、住宅被害が 98 棟といった甚大な人的・物的被害が生じた。（図 1-1）この土石流災害により、各法律（宅造法、森林法、農地法等）の目的の限界から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在しているといった制度上の課題が浮き彫りとなり、危険な盛土等¹を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要となった。

そこで、危険な盛土等による災害から人家等への被害を防止するために、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、土地の用途に関わらず、危険な盛土等を包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が制定され、令和 4 年 5 月 27 日公布、令和 5 年 5 月 26 日施行に至った。

本稿では、盛土規制法の公布・施行に伴い、中部地方整備局が行った、自治体との連携体制の概要と盛土規制法に関する情報発信の実績について紹介する。



図 1-1：静岡県熱海市 土石流災害の様子



図 1-2：広島県 廃棄された土石の崩落

¹ 一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積

2. 中部盛土連絡会議

(1) 会議設立の背景

令和4年5月27日に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（盛土規制法）」が公布された。盛土規制法では、都道府県知事等²が規制区域（宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域）を指定できるようになった。各自治体は、規制区域の指定を行う前に、基礎調査を行う必要がある。（図2-1）

しかし、基礎調査を行うなかで、市街地・集落の抽出、保全対象の考え方、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の除外の考え方など、地域の実情に応じて各自治体が検討・判断をしなければならない事項が多く生じる。

このような判断や自治体間の調整を円滑に行うために、中部地方整備局では、令和4年8月に「盛土による災害防止のための中部連絡調整会議」（略称：中部盛土連絡会議）を立ち上げた。

中部盛土連絡会議は現在（令和5年5月末時点）までに4回開催している。

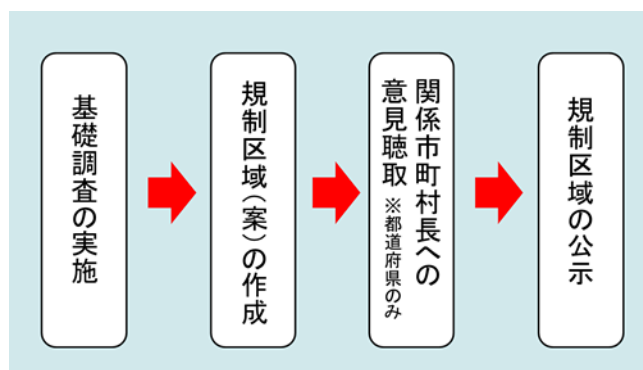


図2-1：規制区域の指定の流れ



図2-2：第1回中部盛土連絡会議（R4.8.1）

(2) 活動内容

中部盛土連絡会議の活動内容は主に2点ある。

第一に、管内自治体等における盛土規制法についての情報共有・意見交換である。自治体ごとに盛土規制法の施行にむけた準備状況や土砂条例などの規則の制定・改正、違法盛土等に対する対応状況などについて、情報共有・意見交換を行うことで、近隣自治体の施行状況の把握、自治体の抱える疑問点の解消や、連携体制の構築を図っている。

第二に、盛土規制法の施行・運用に関する情報提供等である。盛土規制法に関して、中部地方整備局で得た情報や、自治体（全国）の取組みについての好事例を共有している。また、自治体からの質問について会議中に回答を行うことで、疑問点や懸念点の解消を行っている。

このような活動を通して、中部管内の自治体全体で滞りのない施行準備を図っている。

構成機関

■ 国の機関

中部地方整備局
関東農政局、東海農政局
関東森林管理局、中部森林管理局、
近畿中国森林管理局
関東地方環境事務所、中部地方環境事務所

■ 地方自治体（県・政令市・中核市）

岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
静岡市、浜松市、名古屋市
岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市

○ オブザーバー（警察機関）

岐阜県警察本部、静岡県警察本部
愛知県警察本部、三重県警察本部

* 事務局は中部地方整備局建政部計画管理課に置く

図2-3：中部盛土連絡会議構成機関（第4回時点）

(3) 会議開催までの経緯

盛土規制法公布後、盛土等に関する取組み状況の把握を行うために、中部管内の自治体（4県3政令市5中核市）に対してヒアリングを実施した（R4.6.16～R4.7.4）。また、ヒアリングと並行して

² 都道府県知事、指定都市・中核市の長

盛土総合窓口設置についての周知を行い、自治体における質問対応への協力について了解を得た。

ヒアリングを行うなかで、盛土総合窓口だけでなく、基礎調査や、条例の制定といった盛土規制法に係る自治体の業務に関して、連携・情報共有をする会議の設置を要望する声が複数挙げられた。

そこで、外部機関（農政局・森林管理局・地方環境事務所・各県警）との関係構築や、内部での検討（連絡会議のあり方）・調整を行い、第1回中部盛土連絡会議を令和4年8月1日にWEB・対面併用方式で開催した。全国に先駆けた開催であったため、盛土規制法に関する連携会議のモデルケースとなった。

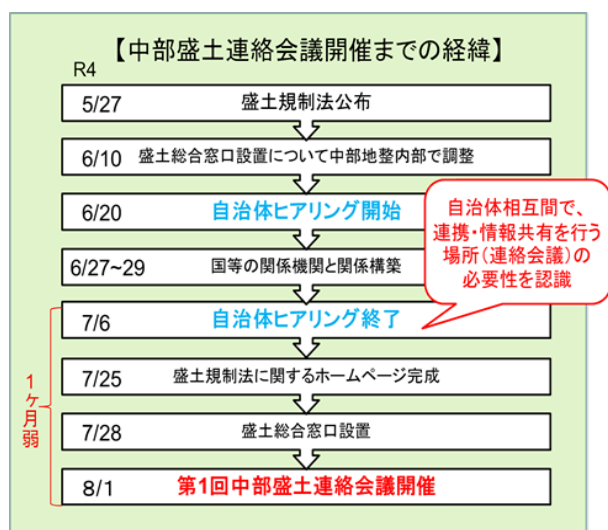


図2-4：第1回中部盛土連絡会議開催までの経緯

（4）中部・近畿盛土規制法連絡会議

盛土規制法における自治体間の情報共有を円滑に行うことを目的として、中部地方整備局及び近畿地方整備局管内で隣接する府県を対象とした連絡会議を令和5年4月19日にWEBにて開催した。

参加自治体は、福井県・岐阜県・三重県・滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県である。隣接する県との意見交換を行うことで、区域指定の予定の把握や、県境付近で規制強度の差を出さないための調整の必要性を確認した。

また、隣接する自治体との調整は必要不可欠であるため、令和5年8月には、関東地方整備局・北陸地方整備局とも連携し、四地整管内の自治体意見交換会を開催する予定である。

3. 情報発信手法

（1）ポータルサイト

中部管内における一般市民、事業者、各自治体からの盛土等に関する相談や、各自治体への助言、情報提供を一元的に実施するための「中部地方整備局盛土規制法総合窓口」を令和4年7月28日に開設し、併せてポータルサイトを中部地方整備局のホームページ内に設置した。（図3-1）

ポータルサイトでは、法令、盛土規制法の概要、各自治体の申請窓口、区域指定の状況、Q&A（よくある質問・パンフレット）についての確認を行うことができる。なお、申請窓口については、各自治体の盛土担当部局の体制が整い次第、随時更新していく予定である。

質問対応については、自治体、事業者、一般市民が質問を投稿できるフォーム（ワンストップ窓口）を設置し、その内容に応じて関係部局に展開する体制構築を行った。



図3-1：盛土規制法総合窓口（ポータルサイト）

(2) Twitter (現: X)

中部地方整備局では、盛土規制法の概要に関する動画を作成し、中部地方整備局広報の Twitter アカウントにて投稿を行っている。動画は速度設定やナレーションの追加など、自治体の担当者や事業者の方はもちろん、一般の方々に対しても伝わりやすい内容を意識して職員が作成している。

第1弾の投稿(図3-2)では、盛土規制法制定の背景、規制区域の指定、安全な盛土等、盛土等を安全に保つ責務、実効性のある罰則といった新たな法律の概要の説明や盛土規制法に関する情報が得られる場・問い合わせ先として、中部地方整備局盛土総合窓口の紹介を動画内で行った。

法令の詳細、規制対象の技術的基準、規制対象行為と必要な手続き、Q&A などについても、動画を作成し、第2弾、第3弾の投稿で紹介を行っていく。



図3-2: 盛土規制法説明動画 第1弾の投稿 (Twitter)

4. 最後に

大規模な土石流が発生した熱海市を管内に持つ地方整備局として、盛土規制法施行前においては、どの地方整備局等よりも早く、連絡会議の開催、ポータル

サイトの設置を行い、自治体の連携体制構築や盛土規制法施行に関する懸念事項の解消を行うことができたと考えている。

盛土規制法が施行された現在、自治体では区域指定のための基礎調査や、市への権限委譲についての検討などを行っている。また、自治体だけでなく、事業者や一般の方々からの質問も増加しており、適宜回答を行っている状況である。

今後においては、前段の状況を踏まえ、盛土連絡会議を適宜開催し、自治体の盛土規制に関する体制を整えるとともに、ポータルサイトの更新や、Twitter 投稿などをはじめとした積極的な情報発信を行い、中部管内で適切な盛土規制を行うことができるように取り組んでいく。

<参考文献>

・盛土規制法パンフレット



<参考 URL>

・国土交通省ホームページ

[盛土・宅地防災:「宅地造成及び特定盛土等規制法」\(通称「盛土規制法」\)について - 国土交通省 \(mlitt.go.jp\)](#)

・農林水産省ホームページ

[盛土等の安全対策: 農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)

・林野庁ホームページ

[盛土等の安全対策: 林野庁 \(maff.go.jp\)](#)

・盛土規制法総合窓口 (ポータルサイト)

[盛土規制法総合窓口 \(ポータルサイト\) \(mlitt.go.jp\)](#)